

## 「共生社会実現に向けた移動円滑化基金」

### 2020/2021年度 空港へのアクセスバス購入補助 募集要項

公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団では、公益財団法人日本財団の支援により、空港アクセスバスのバリアフリー化を推進するため、先駆的なモデル事業となるリフト付バスまたはエレベーター付バス購入に対して補助を行います。

#### 1 背景

2020年パラリンピック東京大会（開催は2021年）に向けて、障害のある海外の選手たちを迎えることをきっかけに、「ユニバーサルデザインの街づくり」及び「心のバリアフリー」の取組を行っている自治体（以下「共生社会ホストタウン」という。）の拡大など共生社会実現に向けた機運が醸成されつつあり、この取り組みをパラリンピック後もレガシーとして継続する必要があります。

公共交通のうち、空港旅客施設のバリアフリー化は進みつつありますが、市街地と空港を結ぶバス路線においては、車椅子で利用できる車両の導入は、ごく一部に限られています。そのため、車椅子で利用できるバスを購入することにより、バリアフリーな移動の連続性を確保する必要があります。

#### 2 対象事業者

空港から共生社会ホストタウンの自治体に空港アクセスバスを運行している乗合バス事業者  
例：釧路空港、青森空港、小松空港、山口宇部空港、北九州空港、大分空港等

#### 3 補助対象

補助の対象は、空港アクセスバスとして購入するリフト付バスまたはエレベーター付バス  
補助対象経費は、車両本体及び車載機器類価格、改造費、車体表示に係る費用、当財団が必要と認める費用（消費税相当分は対象としない）

#### 4 補助率・補助限度額

補助率	6/10 以内
補助限度額	30,000千円 以内

#### 5 交付条件

- (1) 購入するにあたり、地域の行政関係者及び障害者等との意見交換の実施
- (2) 補助対象車両には、財団の補助を受けた旨、車体に表示（別紙、参照）
- (3) 補助交付決定後、従業員に対して適切なバリアフリー教育訓練の実施
- (4) 補助事業完了後、5年間は地域の行政関係者及び障害者等から意見を聴取しての評価

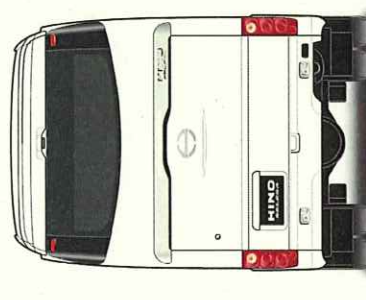
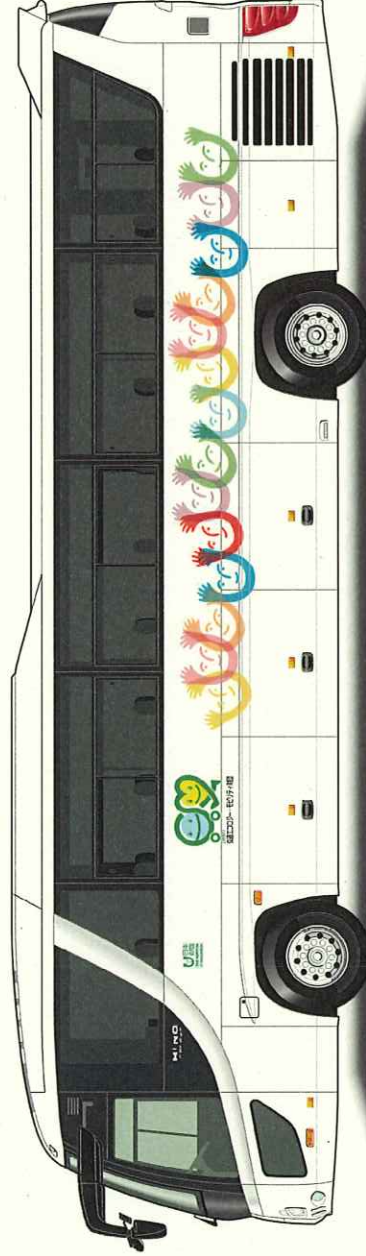
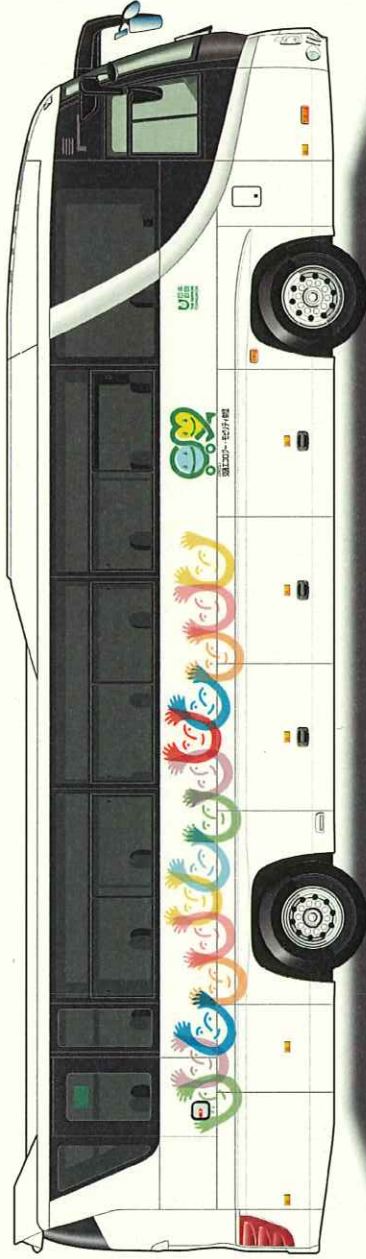
#### 6 お問い合わせ先

公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団  
バリアフリー推進部 担当：澤田・高橋  
〒102-0076 東京都千代田区五番町10番地 五番町KUビル3階  
TEL：03-3221-6673 FAX：03-3221-6674  
E-mail：barikikin2020@ecom.o.or.jp



リムジンバス（日野）日本財団仕様 マーキングイメージ

既存サイズ（シビリアン）のフェイスマークを展開したマーキング





港湾・空港施設におけるアクセスバスのバリアフリー対応に関する事業  
実施要領

(目的)

第1条 この事業は、港湾・空港施設を路線に含めて運行する車椅子使用者等が乗り降りしやすいアクセスバス（以下「リフト付きバス等」という）を整備する事業に対して、予算の範囲内においてその経費の一部を補助することにより、移動の円滑化を推進し、利用者の安全性および利便性の向上を図ることを目的とする。

(補助対象事業者)

第2条 この事業の対象者は、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1項第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業（以下「バス事業」という。）を営業者をいう。ただし、バス事業の用に供するバス車両を貸与する者を含む。

(補助対象事業)

第3条 この補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助対象事業者による港湾・空港施設を路線に含めて運行するリフト付きバス等を導入する事業をいう。

(補助対象経費)

第4条 補助金交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、リフト付きバス等の購入または改造に係る経費とする。なお、消費税相当分については、補助対象経費としない。

(補助金の額等)

第5条 この補助金の交付額は、予算の範囲内で、かつ、補助対象経費に別表1に掲げる補助率を乗じて得た額と別表2に掲げる補助限度額とのいずれか少ない額以内の額とする。なお、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

2 財団は別表1及び別表2に定める範囲内において、前項の補助に係る補助率及び補助限度額等の募集要項等を毎年度、定めるものとする。

(意見交換の実施)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、地域の障害当事者、行政関係者等と意見交換を行い、リフト付きバス等の運用方法を検討するものとする。なお、意見交換の実施状況については、補助金を申請する際に、意見交換実施報告書を申請書と合わせて財団に提出しなければならない。

(補助金の交付申請手続き)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、様式第1による申請書を財団に提出しなければならない。

らない。

(補助金の交付決定及び通知)

第 8 条 財団は、前条の申請書を受け付けたときは、所要の審査を行い、適正であると認めるときは、補助金の交付決定をし、様式第 2 による補助金交付決定通知書により申請を行った者に通知するものとする。この場合において、適正な交付を行うために必要があると認めるときは、補助金の交付申請に係る事項につき修正し、又は条件を付して通知を行うものとする。

(不服の申立及び申請の取下げ)

第 9 条 補助金の交付の申請を行った者は、前条の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定内容又はこれに付された条件に不服がある場合、あるいは補助金の交付の申請を取り下げようとする場合は、財団が指定する期日までにその旨を記載した書面を財団に提出しなければならない。

(補助対象事業の変更等の承認)

第 10 条 補助金の交付の決定を受けた者は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ様式第 3 による申請書を財団に提出し、その承認を受けなければならない。

- 一 補助対象事業を中止又は廃止しようとするとき。
- 二 補助対象事業の内容を変更しようとするとき。ただし、軽微な場合を除く。
- 三 補助対象事業の完了が遅延してしまうとき。ただし、軽微な場合を除く。
- 四 本項前各号に伴い補助対象経費が変更となる場合。ただし、軽微な場合を除く。

2 財団は、前項の承認をするときは、様式第 4 による承認通知書により申請を行った者に通知するものとする。なお、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(実績報告)

第 11 条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助対象事業が完了した日から 30 日を経過した日又は財団が指定する期日のいずれか早い日までに様式第 5 による実績報告書を財団に提出しなければならない。

2 前条第一項の場合における実績報告書の提出期限について、財団の別段の承認を受けたときは、その期限によることができる。

(補助金の額の確定等)

第 12 条 財団は前条の実績報告書を受け付けたときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告にかかる補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決定内容(第 10 条に基づく承認をした場合は、その承認された内容)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第 6 による確定通知書により

実績報告を行った者に通知するものとする。

- 2 前項の補助金の額を確定する場合においては、第 8 条の規定による補助金交付決定通知書に記載された補助対象経費とそれに係る実際の支出額のいずれか少ない額に補助率を乗じて得た額とする。ただし、1,000 円未満の額は切り捨てる。
- 3 財団は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 4 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から 30 日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95%の割合で計算した延滞金を徴することができる。

#### (交付決定の取消等)

- 第 13 条 財団は、第 10 条第 1 項第 1 号の規定による補助対象事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第 8 条の規定による交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。
- 一 補助金の交付の決定を受けた者が、本実施要領に違反した場合若しくは本実施要領に基づく財団の処分又は指示に違反した場合。
  - 二 補助金の交付の決定を受けた者が、補助金を補助対象事業以外の用途に使用した場合。
  - 三 補助金の交付の決定を受けた者が、補助対象事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合。
  - 四 前各号に掲げる場合のほか、交付の決定後に生じた事情の変更等により、補助対象事業の全部又は一部を継続する必要が無くなった場合。
- 2 財団は、前項の規定による取消しをした場合において、その取消に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。
- 3 財団は、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、年利 10.95%の割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずるものとする。
- 4 第 2 項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第 12 条第 4 項の規定を準用する。

#### (補助金の支払)

- 第 14 条 財団は、第 12 条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に補助金を支払うものとする。ただし、必要があると認める場合は、補助金の一部について概算払いをすることができる。
- 2 補助金の交付決定又は額の確定の通知を受けた者が、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第 7 による補助金支払（概算払）請求書を提出して財団に請求しなければならない。

(取得財産等の管理等)

第 15 条 補助金の交付を受けた者は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 取得財産等をその耐用年数以内に処分する場合には、事前にその旨を財団に書面にて通知し、承認を得なければならない。
- 3 取得財産等を処分することにより、処分時から耐用年数期間を経過するまでの期間に相当する分は原則として納付させるとともに、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部または一部を財団に納付させることがある。

(車両の表示)

第 16 条 補助金の交付を受けた者は、交付の対象となったリフト付きバス等に財団の補助を受けた旨を明確に表示しなくてはならない。

(バリアフリー教育訓練・事業評価の実施)

第 17 条 補助金の交付を受けた者は、交付決定後 6 か月以内に従業員へ適切なバリアフリー教育訓練を行い、様式第 8 による教育訓練・事業評価実施報告書を財団に提出しなければならない。

- 2 補助金の交付を受けた者は、事業完了後 5 年間は地域の障害当事者、行政関係者等から意見を聴取し事業の評価を行い、様式第 8 による教育訓練・事業評価報告書を財団に提出しなければならない。

(監査)

第 18 条 財団は補助金の交付後に補助対象事業に係る資金支出、会計処理、車両等の確認等の監査が行えるものとし、補助対象事業者はこれに協力しなければならない。

(その他)

第 19 条 この実施要領に定めのないものについては、財団が別に定めるところによる。

附則

- 1 この実施要領は令和 2 年 11 月 1 日から施行する。



別表 1

第 5 条の補助率は、次のとおりである。

補助率	9 / 10
-----	--------

※ただし、補助対象が先駆的かつ模範的先例と認めた場合は、上記補助率を引き上げることができる。

別表 2

第 5 条の補助限度額は、次のとおりである。

補助限度額 (1 両当たり)	45,000 千円
----------------	-----------

(申請者提出用)  
様式第1

年 月 日

公益財団法人  
交通エコロジー・モビリティ財団会長 殿

所在地  
名称  
代表者役職・氏名

㊞

年度 港湾・空港施設におけるアクセスバスのバリアフリー対応に関する事業  
補助金交付申請書

年度アクセスバス購入補助金 金 千円を交付されるよう、「港湾・空港施設におけるアクセスバスのバリアフリー対応に関する事業」実施要領（以下、実施要領という）第7条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

様式第1別紙1

年度 補助金交付申請事業の内容

対 象 経 費		完了年月日 (予定)	補助金交付申請額 (単位：千円)
金 額			
1) 購 入 費			
2) 改 造 費			
合 計			

- (添付資料)
- (1) 意見交換実施報告書
  - (2) 見積書の写し
  - (3) 仕様書の写し
  - (4) 既存車両を改造する場合、車検証の写し
  - (5) 会社概要、パンフレット、会社経歴書等の業務内容がわかるもの
  - (6) その他申請に必要な書類 (財団が提出を求めた場合に限り)

補助対象経費 財源内訳（予定）

（単位：円）

財源調達先	調達金額
財 団	
国補助 （具 体 名）	
都道府県補助 （具 体 名）	
市町村補助 （具 体 名）	
自 己 財 源	
対象経費合計	

注) 財団以外の補助の金額が補助金の申請時点において未定の場合、申請額もしくは申請予定額を記入すること。

様

公益財団法人  
交通エコロジー・モビリティ財団会長 印

年度 港湾・空港施設におけるアクセスバスのバリアフリー対応に関する事業  
補助金交付決定通知書

年 月 日をもって申請のあったアクセスバス購入補助金については、実施要領第 8 条の規定により、下記のとおり決定したので、通知します。

記

1. 概要

(単位：千円)

対 象 経 費	交付決定額
1) 購 入 費	
2) 改 造 費	
合 計	

2. 実施要領に従うことを補助条件とします。
3. 補助金の額の確定は、実施要領第 12 条第 2 項の規定に基づき、上記の補助対象経費と実際の支出額のいずれか少ない額に補助率を乗じて得た額とします（千円未満は切り捨て）。
4. 補助金の交付決定の内容または条件に不服のある場合、あるいは申請を取り下げる場合の実施要領第 9 条の規定に基づく、その旨を記載した書面の提出期限は、年 月 日とします。

(申請者提出用)  
様式第3

年 月 日

公益財団法人  
交通エコロジー・モビリティ財団会長 殿

所在地  
名称  
代表者役職・氏名 ㊟

年度 港湾・空港施設におけるアクセスバスのバリアフリー対応に関する事業  
変更(中止)等承認申請書

年 月 日付交エ推第 号をもって補助金の交付決定がありました事業  
について、下記のとおり交付決定の内容を変更(中止)等したいので、承認願いたく実施  
要領第10条第1項の規定に基づき、申請します。

#### 記

1. 変更(中止)等理由
2. 変更後の補助対象事業の内容  
(別紙のとおりとして、様式第1別紙1及び2又は変更後事業計画書を作成・添付する)
3. 変更後の完了年月日
4. 添付資料  
(注) 変更内容を確認出来る資料(変更契約書等)を添付すること。

様式第4

交エ推第 号  
年 月 日

様

公益財団法人  
交通エコロジー・モビリティ財団会長 印

年度 港湾・空港施設におけるアクセスバスのバリアフリー対応に関する事業  
変更（中止）等承認通知書

年 月 日付をもって変更（中止）等申請のありました事業については、下  
記のとおり承認することに決定したので、実施要領第10条第2項に基づき、通知します。

記

年 月 日付で申請のありました事業は、補助金交付決定内容変更（中止）  
等 を承認する。

(交付決定者提出用)  
様式第5

年 月 日

公益財団法人  
交通エコロジー・モビリティ財団会長 殿

所在地  
名称  
代表者役職・氏名 ㊟

年度 港湾・空港施設におけるアクセスバスのバリアフリー対応に関する事業  
実績報告書

年 月 日付交エ推第 号をもって補助金の交付決定がありました上記  
事業の実績について、実施要領第11条第1項の規定に基づき、実績を報告します。



様式第5別紙1

年度 補助金交付決定事業の実績

対 象 経 費	金 額	完了年月日	補助金交付額 (単位：千円)
1) 購 入 費			
2) 改 造 費			
合 計			

- (添付資料)
- (1) 車検証の写し
  - (2) 契約書の写し
  - (3) 請求書及び領収書等の写し
  - (4) 購入したリフト付きバス等の写真
  - (5) その他実績報告に必要な書類（財団が提出を求めた場合に限り）

補助対象経費 財源内訳 (実績)

(単位:円)

財源調達先	調達金額
財 団	
国補助 (具体名)	
都道府県補助 (具体名)	
市町村補助 (具体名)	
自己財源	
対象経費合計	

様式第 6

交エ推第 号  
年 月 日

様

公益財団法人  
交通エコロジー・モビリティ財団会長 印

年度 港湾・空港施設におけるアクセスバスのバリアフリー対応に関する事業  
確定通知書

年 月 日付をもって実績報告のあったアクセスバス購入補助金については、  
実施要領第 12 条の規定により、補助金の額を確定したので、通知します。

記

確定額 千円

(交付決定者提出用)

様式第7

年 月 日

公益財団法人

交通エコロジー・モビリティ財団会長 殿

所在地

名称

代表者役職・氏名

㊦

年度 港湾・空港施設におけるアクセスバスのバリアフリー対応に関する事業  
補助金支払（概算払）請求書

年 月 日付交エ推第 号をもって補助金の交付決定又は額の確定の通知  
がありました上記補助金について、実施要領第14条の規定に基づき、下記のとおり補助金  
の支払いを請求します。

記

1. 請求額

\_\_\_\_\_円

2. 振込先

(交付決定者提出用)  
様式第8

年 月 日

公益財団法人

交通エコロジー・モビリティ財団会長 殿

所在地

名称

代表者役職・氏名

㊞

年度 港湾・空港施設におけるアクセスバスのバリアフリー対応に関する事業  
教育訓練・事業評価報告書

年 月 日付交エ推第 号をもって補助金の額の確定の通知がありました  
補助金について、実施要領第17条の規定に基づき、別紙のとおり教育訓練並びに事業評価  
について報告します。

## 教育訓練・事業評価報告書

## 1. 教育訓練

実施日時	参加人数	内容

## 2. 事業評価

	実施時期	内容
1年目 年度		
2年目 年度		
3年目 年度		
4年目 年度		
5年目 年度		

添付 議事録等内容がわかるもの